

10.17

「望まれる労働契約法制  
～就業規則中心主義の脱却を目指して～」

学習集会に参加しよう!

来る10月17日(水)午後6時30分より、お茶の水の中央大学駿河台記念館において、「望まれる労働契約法制～就業規則中心主義の脱却を目指して～」という学習集会が開催されます(別紙・参照)。この学習集会に多くの仲間が参加しよう。

現在、臨時国会が開催されています。この国会は、福田新内閣の政治姿勢と同時に、「テロ特措法」、「年金」、「政治とカネ」問題、等々が重要課題として取り上げられています。また、これらの課題と合わせて、継続審議となっている労働3法案の取り扱いが重要課題としてあります。

継続審議となっているのは、「最低賃金法改正案」、「労働基準法改正案」、「労働契約法」制定案の3法案である。改正最賃法案は、「生活保護費との整合性に配慮」としながら、一方では「事業者の支払能力を考慮」を明記するという矛盾と限界を示すものとなっている。労基法改正案は、月35時間までの残業は現行どおり25%割増、35時間以上は労使協議、80時間以上は50%割増とするものである。つまり、80時間以上は過労死認定に係わる労働であり、規制する対象であり、これでは過労死促進法案と言うべきものである。

労働契約法の制定案は、会社が勝手に作ることができる「就業規則」を「労働契約の内容」とすることを基本にしたものである。つまり、「労働条件」の契約や、その「変更・改悪」についても「就業規則」を改定することによって、会社側が一方的にできるようにするものである。これは、労働者・労働組合の権利を後退させて、会社・経営者側の権限を強化するものである。

したがって、継続審議となっている「労働3法案」は、廃案に向け、国会情勢に合わせて対政府・国会闘争を取り組まなければならない。

一方、パート・派遣・契約等の非正規労働が多くなっているなかで個別的紛争も多くなってきており、労働者の採用、労働条件、昇進・昇格・降格、配転・出向・転籍、労働契約の終了、等々について、「労働契約法」の制定の必要性が言われてきたのである。

政府提案の「労働契約法」の制定に反対し、労働者のための「労働契約法」のあり方について、西田敏・近畿大学教授を招いて学習集会が行われます。多くの仲間が参加しよう。

(別紙)

# 望まれる労働契約法制

## 就業規則中心主義の脱却を目指して

労働契約の入り口から出口まで、採用から退職までのルールを法で定めることは、私たちすべての労働組合にとって大事な要求です。

私たちは、解雇制限法や、有期雇用規制など、労働契約の部分的立法提言を提起してきました。そして、研究会や労働政策審議会の討論が行われてきましたが、先の国会に提出された政府案は、就業規則中心の全く不十分なものとなっています。こんな法律が通ってしまつては大変です。

重要な闘いとして、政府提出「労働契約法」に反対し、労働者から望まれる労働契約法を求める闘いに取り組みなければなりません。そのための第一歩として、下記のような学習集会を企画しました。この学習集会を成功させ、「望ましい労働契約法」実現の闘いを前進させましょう。

### 10.17学習集会 望まれる労働契約法制

#### ～就業規則中心主義の脱却を目指して～

講師 西谷敏 教授(近畿大学法科大学院)

日時 10月17日(水) 18:30-20:30

場所 中央大学駿河台記念館 370号室

主催 10.17集会実行委員会

【入場無料】



連絡先: 全国一般労働組合東京南部  
東京都港区新橋5-17-7 小井ビル  
TEL03-3434-0669/FAX03-3433-0334  
E-mail: nugw\_ts@jca.apc.org

